

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定によつて、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和二年六月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

一 試験の日時及び場所

区分	日時	場所
学科試験 実地試験	令和二年九月三〇日（水） 午前一〇時から午前一一時三〇分まで 令和二年九月三〇日（水） 午後一時から午後四時まで	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁自治会館会議棟一階一〇一 会議室・三階二〇四会議室

二 試験科目

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識
- (二) 公衆衛生に関する知識
- (三) 洗たく物の処理に関する知識

2 実地試験

- (一) 洗たく物の処理に関する知識（纖維の鑑別）
- (二) 洗たく物の処理に関する技能（ワイヤーシャツのアイロン仕上げ〔袖口は本廻し〕）

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律〔昭和三十年法律第百五十四号〕附則第五項の規定によつて学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間

令和二年七月二十二日（水）から令和二年八月十一日（火）まで。（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで。）ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

郵送の場合は、令和二年八月十一日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

- (一) 広島県健康福祉局食品生活衛生課（〒七三〇一八五一一 広島市中区基町一〇番五一号）
- (二) 広島市保健所環境衛生課（〒七三〇一〇〇四三 広島市中区富士見町一一番二七号）
- (三) 呉市保健所生活衛生課（〒七三七一〇〇四一 呉市和庄一丁目二番一三号 すこやかセンター五階）

四 竹原市健康福祉課（〒七二二五一〇〇二六 竹原市中央三丁目一四番一号 竹原市保健センター）

- (五) 三原市生活環境課（〒七二二三一八六〇一 三原市港町三丁目五番一号）
(六) 尾道市環境政策課（〒七二二一八五〇一 尾道市久保一丁目一五番一号）
(七) 福山市保健所総務課（〒七二二〇一八五一二 福山市三吉町南二丁目一一番二三二号）
(八) 府中市市民課（〒七二六一八六〇一 府中市府川町三一五番地）
(九) 三次市環境政策課（〒七二二八一八五〇一 三次市十日市中二丁目八番一号）
(十) 庄原市保健医療課（〒七二七一八五〇一 庄原市中本町一丁目一〇番一号）
(十一) 大竹市保健医療課（〒七三九一〇六九二 大竹市小方一丁目一一番一号）
(十二) 東広島市環境対策課（〒七三九一八六〇一 東広島市西条栄町八番二九号）
(十三) 廿日市市環境政策課（〒七三八一八五〇一 廿日市市下平良一丁目一一番一号）
(十四) 安芸高田市環境生活課（〒七三一〇五九二 安芸高田市吉田町吉田七九一番地）
(十五) 江田島市地域支援課（〒七三七一二九七 江田島市大柿町大原五〇五番地）
(十六) 府中町環境課（〒七三五一八六八六 安芸郡府中町大通三丁目五番一号）
(十七) 海田町保健センター（〒七三六一〇〇六六 安芸郡海田町中店八番三三号）
(十八) 熊野町生環境課（〒七三一一四二九二 安芸郡熊野町中溝一丁目一番一号）
(十九) 坂町環境防災課（〒七三一一四三九三 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号）
(二十) 安芸太田町住民生活課（〒七三一一三八一〇 山県郡安芸太田町大字戸河内七八四番地二）

- (二十一) 北広島町保健課（〒七三一一五九五 山県郡北広島町有田一二三四番地）
(二十二) 大崎上島町保健衛生課（〒七二二五一〇四〇一 豊田郡大崎上島町木江四九六八番地）

- (二十三) 世羅町町民課（〒七二二一一九二 世羅郡世羅町大字西上原一二三番地二）
(二十四) 神石高原町保健福祉課（〒七二一〇一一五二三 神石郡神石高原町小畠一〇二五番地）

3 提出書類

- (一) 受験願書
(二) 履歴書
(三) 写真（受験願書提出前六か月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもので、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの。裏面に氏名及び生年月日並びに撮影年月日を記入すること。）
(四) 受験資格を有することを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書若しくは資格認定書の写し。ただし、写しを使用する場合は、前記2の場所に原本を持参し、提示すること。）
(五) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（現在の氏名と前記4の証明書類の氏名とが異なる場合）

五 受験手数料

七千円

- 1 この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。
なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は返還しない。

(一) 納付書による納付（市町及び県庁の窓口に受験願書を提出する場合）
広島県が発行する納付書により広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関
(ゆうちょ銀行を除く。) に納める。

この場合、払込証明書を受験願書の所定欄に貼つて提出すること。
(二) 現金による納付（広島市、呉市、福山市及び県庁の窓口に受験願書を提出する場合）
七千円分の現金を窓口に納める。

- 2 次の(一)及び(二)の要件を満たす者は、この受験手数料を全額免除するので、受験願書と
必要な書類のほかに、次の(二)の手帳とその写し（発行者印のあるページと本人の氏名・
現住所の記載のあるページの写し）を願書提出先へ持参すること（代理人の持参も可）。

(一) 広島県内に住所がある者
(二) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を所持する
者

六 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

七 携行品

受験票及び筆記用具

八 合格者の発表

令和二年十月三十日（金）午前十時に広島県庁前の掲示場に掲示して行うほか、広島県
庁ホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。また、受験者には文書で通知する。

九 問合せ先

この試験についての問合せは、次のいずれかの場所に行うこと。

- 1 広島県健康福祉局食品生活衛生課（電話番号〔〇八二〕五一三一三〇九七）
- 2 広島市保健所環境衛生課（電話番号〔〇八二〕二四一一七四〇八）
- 3 吳市保健所生活衛生課（電話番号〔〇八二三〕二五一三五三八）
- 4 竹原市健康福祉課（電話番号〔〇八四六〕二三一一七一五七）
- 5 三原市生活環境課（電話番号〔〇八四八〕六七一六一七八）
- 6 尾道市環境政策課（電話番号〔〇八四八〕三八一九四三四）
- 7 福山市保健所総務課（電話番号〔〇八四〕九二八一一六四）
- 8 府中市市民課（電話番号〔〇八四七〕四三一七二〇七）
- 9 三次市環境政策課（電話番号〔〇八二四〕六二一六一三六）
- 10 庄原市保健医療課（電話番号〔〇八一四〕七三一一五五）
- 11 大竹市保健医療課（電話番号〔〇八二七〕五九一一二四〇）

- 12 東広島市環境対策課（電話番号〔〇八二〕四二一〇一〇九二八）
13 廿日市市環境政策課（電話番号〔〇八二一九〕三〇一九一三二）
14 安芸高田市環境生活課（電話番号〔〇八二六〕四二一一一二六）
15 江田島市地域支援課（電話番号〔〇八二三〕四三一一六三七）
16 府中町環境課（電話番号〔〇八二〕二八六一三三四二）
17 海田町保健センター（電話番号〔〇八二〕八二三一四四一八）
18 熊野町生活環境課（電話番号〔〇八二〕八二〇一五六〇六）
19 坂町環境防災課（電話番号〔〇八二〕八二〇一一五〇六）
20 安芸太田町住民生活課（電話番号〔〇八二六〕二八一二一一六）
21 北広島町保健課（電話番号〔〇五〇〕五八一二一一八五三）
22 大崎上島町保健衛生課（電話番号〔〇八四六〕六二一〇三〇三）
23 世羅町町民課（電話番号〔〇八四七〕二三一四五一三）
24 神石高原町保健福祉課（電話番号〔〇八四七〕八九一三三六六）

十 その他

受験願書の請求は、前記四2の場所にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書し、八十四円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封すること。また、広島県庁ホームページからもダウンロードすることができる。